

# 社団法人 新発田市歯科医師会定款

## 第1章 名称及び事務所

第1条 本会は、社団法人新発田市歯科医師会と称し、事務所を新発田市に置く。

## 第2章 構 成

第2条 本会は、新発田市を区域とし、就業所（診療に従事しない者に就いては住所）を有する歯科医師を以て構成する。ただし、市外に住居する歯科医師で本人が入会を希望する者は入会をさまたげず。

## 第3章 目的及び事業

第3条 本会は、医道の昂揚と歯科医学、医術の発達普及と公衆衛生の向上とを図り、社会並びに会員の福祉を増進するを以て目的とし次の事業を行なう。

- 一、医道昂揚に関する事項
  - 二、歯科医学に関する科学と医術との進歩発達に関する事項
  - 三、歯科医学教育の研究と整備とに関する事項
  - 四、歯科医事衛生の研究と調査とに関する事項
  - 五、歯科衛生の普及と予防医学の研究と指導とに関する事項
  - 六、歯科医師補修教育に関する事項
  - 七、歯科資材の改良研究と検定審査に関する事項
  - 八、会員の福祉及び歯科医業の合理化に関する事項
  - 九、社会保険、国民保険に関する事項
  - 十、その他本会の目的を達するに必要な事項
- ② 前項各号の事を実施するに必要な規則は別に定める。

## 第4章 会 員

第4条 本会の会員は、日本で歯科医師の免許を受けた者たることを要する。

第5条 本会会員は、同時に新潟県歯科医師会及び日本歯科医師会の会員たるものとする。

第6条 本会へ入会せんとする者は、所定の入会申込書に記入し本会へ提出し本会の承認を受けるものとする。承認を受けた者は、遅滞なく所定の入会金を納入しなければならない。入会金規則は別に定める。

第7条 会員の有する選挙権及び表決権については、委任及び書面に依る行使は認めない。

第8条 会員は、その研究又は調査を本会へ報告し発表することが出来る。此の報告発表は別に決める。

第9条 会員は、本会から発行する雑誌その他の印刷物の頒布を受け、又は購入することが出来る。

第10条 会員は、本会の事業又は歯科医学医術に関し本会へ意見を述べる事が出来る。

第11条 会員は、平等に本会所定の会費及び負担金を本会へ支払う義務を負う。会費及び負担金の額及び支払方法は総会で定める。

第12条 本会を退会しようとするときは、その旨を記載した書面を本会へ提出する。退会しても支払いした会費や負担金の返還を受けることが出来ない。

第13条 都道府県の歯科医師会で除名された者又は都道府県の歯科医師会員の身分を喪った者は、同時に本会の会員たる身分を喪ったものとする。

第14条 本会は、会員の1年以上又は一年分に相当する会費を支払わぬときは退会したものとみなす。前項により退会したとみなされた者が6ヶ月以内にその未払金を支払った時は更に入会した者とする。

第15条 会員にして下の各号に該当するものは総会の議決を経て除名することが出来る。

- 一、業務上不正行為があったもの
- 二、歯科医師としての職務をけがしたもの
- 三、本会の体面をけがしたもの
- 四、本会の綱紀を乱したもの
- 五、本会員たる義務を怠ったもの

前項により除名したときは、その氏名及びその事由の概要を主務官庁及び会員へ通知する。除名に関する規定は総決を経て別に定める。

## 第5章 役員

第16条 本会に下記の役員を置く。

会 長 1名

副会長 1名

理 事 7名以内（うち1名を専務理事とする）

監 事 2名

会長及び副会長は民法第52条の理事とする。

第17条 専務理事は会長が選任する。

第18条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは其の職務を代理し会長が欠けたときは其の職務を行なう。専務理事は、会長の旨を承けて会務を処理する。理事は、予め会長の定めた順位により会長、副会長共に事故あるときは其の職務を代理し会長、副会長が共に欠けたときは其の職務を行なう。監事は、本会の事業及び会計を監査する。

第19条 役員任期は、三年とし、選任された年の4月1日に始まる。

第20条 会長、副会長、理事及び監事は、会員により選挙する。選挙規則は別に定める。

第21条 役員に欠員を生じたときは、補欠選挙を行うことができる。補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

第22条 役員はその任期が満了した場合でも、その後任者が就任するまでその職務を行なう。

第23条 役員報酬は、別に定める。

第24条 会長は、総会の議決を要する事柄でありながら緊急必要ありと認めるときは、応急処理することができる。前項により応急処分した事柄は、次の総会で承認を受けなければならない。

## 第6章 名誉会員、顧問及び委員

第25条 本会に名誉会員を置くことが出来る。名誉会員は、内外人たると又日本で歯科医師の免許を受けたると否とを問わず歯科医学医術の研究達成、或は日本の歯科医学医業の指導発展に功労あるものにつき特に総会を経て会長が推薦する名誉会員は、本会に於ける栄誉の敬称として待遇する。

第26条 本会に顧問を置くことが出来る。顧問は、総会の議決を経て会長が委嘱する。顧問は、会長の諮問に応え総会又は理事会に出席して意見を述べる事が出来る。ただし表決に加わることは出来ない。

第27条 本会に委員会を置く。委員の構成及び任務に関しては別に定める。

## 第7章 会 議

### 第1節 総 会

第28条 総会は、定時総会と臨時総会とに分ける。定時総会は、毎年1回会長が招集する。臨時総会は、会長が必要と認めた場合招集する。

第29条 会員の3分の2以上から会議の目的たる事柄とその理由とを書いて臨時総会の招集の要求があった場合には、会長は出来るだけ早く臨時総会を招集することを要する。

第30条 総会の招集は、開催前10日迄に会議の目的たる事柄、日時、場合を定め之を全会員に通知することによってこれをなす。ただし、緊急止むを得ない場合はこの限りでない。

第31条 下記の事柄は、定時総会で議決又は承認を得ることを要する。

- 一、定款の変更
- 二、予算及び決算
- 三、会費及び負担金の額
- 四、寄付された金品の収受
- 五、重要な財産の造成管理及び処分
- 六、基本金に関する事項
- 七、借入金（年度内に償還するものを除く）
- 八、継続事業の設定、費用の増減及び期間の短縮、延長又は打切並びにその状況
- 九、その他重要な事業

下記の事項は総会に報告しなければならない。

- 一、会務及び事業の概況

第32条 総会の議長及び副議長は、その都度出席した会員が各1名を選出する。

第33条 総会の議決及び承認は、出席者の多数決による可否同数の時には議長がきめる。ただし定款の変更の議決は出席者の三分の二以上の同意を要する。

第34条 会長は、総会で議決した事柄は会員に知らせなければならない。

第35条 総会の議事規則は、総会の議決を経て別にきめる。

## 第2節 理事会

第36条 会長は、臨時必要な場合に理事会を招集してその議長となる。理事の過半数又は監事総員から理事会の招集の要求があったときは、会長はできるだけ早く招集することを要する。

第37条 下記の事柄は、理事会の議決できめる。

- 一、総会の招集及びこれに附議する事柄
- 二、其の他重要な会務

第38条 監事は理事会に出席して質問又は意見を述べることができる。ただし表決に加わることはできない。

## 第8章 会計及び財産

第39条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌3月31日に終る。

第40条 本会の経費は、下記の収入による。

- 一、会費
- 二、会員の負担金
- 三、刊行物による収入
- 四、寄付金
- 五、前年度よりの繰越金
- 六、その他の収入

第41条 年度末の総収入から総支出を差引いて残余があれば繰越金として次年度に編入する。

# 社団法人 新発田市歯科医師会定款施行規則

第1条 定款第6条に規定する入会申込書には、住所、氏名、生年月日、就業所の所在地・歯科医師免許の年月日及び番号を記載し、署名捺印し、入会金を添えなければならない。

第2条 本会々員にして、疾病その他の理由により著しく減収した場合は理事会の議決を経て会費を減免することができる。

第3条 会計年度の4月1日から9月30日迄に入会した会員の会費は、その年度の全額とし、10月以降入会した会員はその年度の年額の2分の1の金額とする。

但し、入会金及び負担金についてはこの限りではない。

② 納入した会費は返還を受けることができない。

第4条 役員全員が任期の途中で欠けた場合の後任者の任期は、定款第19条の規定を適用する。

第5条 新発田市歯科医師会に甲種会員として入会し、診療所を新規に開設しようとする者は、定款第6条で定める入会申込書の他に、推薦書を提出しなければならない。

推薦書には、現に新発田市歯科医師会の甲種会員である者2名の同意を得、同人の署名、捺印を必要とするものとする。

現に甲種会員である者の子弟又は配偶者等、親族が乙種会員として入会し、新規に診療所を開設しない場合は上記の推薦書は必要としない。

## 附 則

この規則は平成3年5月8日から施行する。

この規則は平成12年4月1日から施行する。(第5条を追加)

# 推 薦 書

\_\_\_\_\_を

新発田市歯科医師会会員として適当と認め推薦致します

\_\_\_\_\_ ㊟

\_\_\_\_\_ ㊟

平成 年 月 日

# 社団法人 新発田市歯科医師会選挙規則

第1条 この規則は定款第20条の規定に基づき、これを定める。

第2条 役員の資格は、その選挙前2年以上本会の会員であって定款第15条に該当しないものでなければならない。

第3条 選挙権は、定款第2条の規定による会員にして入会后6ヶ月を経過した者とする。

第4条 会長、副会長、理事、監事の選挙は総会で行う。

第5条 選挙の執行は、選挙管理委員会で行う。

選挙管理委員会は、投票、開票、その他、選挙に関する一切の事項を行う。

②選挙管理委員会は会長が委嘱する。

③委員の数は5名とし、その任期は役員と同一とする。

④委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

⑤選挙管理委員会は、新発田市歯科医師会事務所内に置く。

第6条 選挙管理委員会は第9条の規定による届出があったときは、これを審査し、その氏名を、速やかに選挙前に選挙権者に報告しなければならない。

第7条 会長の選挙は以下第8条、第9条、第10条、第11条により投票を行う。投票は一人1票、単記無記名とし、委任による投票はこれを認めない。

第8条 選挙は立候補者又は推薦候補者についてこれを行う。

第9条 候補者は、その氏名を選挙期日7日前の午後5時迄に、選挙管理委員会へ文書で届出を要する。

② 但し推薦候補者にあつては、2人以上の推薦者の署名と本人の承諾署名を必要とする。候補を辞退した場合は、速やかに選挙管理委員会に文書で届出を要する。

第10条 候補者の演説又は、推薦人の推薦演説の申し出のあった場合には、演説の順位は届出の順により、各々10分間以内とする。

第11条 選挙は出席した会員の投票の過半数を得たもので、得票数の多いものを以って当選とする。過半数の得票のないときは、会長、副会長は上位2名で、理事は上位8名、監事は上位3名で過半数に達するまで、これを繰り返す。

第12条 副会長の選挙は、会長の選挙に関する規定を準用する。

第13条 理事及び監事の選挙は第8条、第9条、第11条の規定を準用する。但し、連記するも妨げない。この場合も委任による投票は認めない。

第14条 第4条の会長、副会長、理事、監事、新潟県歯科医師会代議員及び予備代議員の選挙に際し、立候補者又は、推薦候補者が夫々選挙すべき定数に満たない場合は、第8条、第11条、第13条の規定にかかわらず、総会において別段の方法により、これを定めることが出来る。

第15条 議長及び副議長は総会当初に於て選出する。

第16条 新潟県歯科医師会代議員及び予備代議員は、総会で選出する。選挙方法は第11条を準用する。

#### 附 則

平成3年5月8日、第3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16条変更。

# 社団法人 新発田市歯科医師会財産の管理及び会計規則

第1条 この規定は定款第45条の規定に基づきこれを定める。

第2条 定款第40条の規定による一切の収入を歳入として一切の経費を歳出とする。

第3条 会計年度における歳出はその年度の歳入をもってこれに充てるものとする。

第一項 前項の歳出は、当該年度の歳入を越えてならない。

第4条 本会の会計は、一般会計、特別会計とする。

第5条 本会の財務書類とは次に掲げるものをいう。

- 一般会計収支計算書
- 各会計単位の財産目録
- 特別会計収支計算書
- その他財務に関する一切の書類

第6条 会長は毎年、翌年度の各会計に係わる予算案を作成し、理事会の議決を経て、総会に提出し議決を経なければならない。

第7条 当該会計年度における一切の収入及び支出はすべてこれを収支予算に編入しなければならない。

第8条 収支予算は、款、項、目に区分することとし、その区分は、毎会計年度収支予算書に定めるところによる。

第9条 会長は、予算の成立後に生じた事由に基づき既に成立した予算に変更を加える必要があるときは、補正予算案を作成し予算編成の手続きに従い、これを総会に提出しなければならない。

第一項 金額の変更のない場合、もしくは軽微の場合は会長の先決事項で出来る。

第10条 歳出予算の流用は、次に掲げる場合にはこれを禁止する。

- ① 各款の金額を、他の款に流用する場合
- ② 実質的に予算本来の目的に反するような場合

第一項 ただし、同一款内における各項目の金額は止むを得ない理由があるときは、理事会の議決を経て互いに流用することができる。

第二項 予備費については、止むを得ない理由があるときは、理事会の議決を経て、他の款に流用することが出来る。

第11条 本会の出納期間は、4月1日から翌年3月31日とする。

第12条 当該会計年度において余剰金が生じたときは、翌年度の歳入に繰入れなければならない。

第13条 会長は毎会計年度、各会計に関する収支計算書及び財産目録を3月末日までに作成し、速やかに監事の監査に付し、次の定時総会に提出しなければならない。

第14条 財産目録は資産、負債、及び基金等について明細に記載するものとする。

第15条 過年度に属する経費の支出は、現年度の歳出予算から支出しなければならない。

第16条 本会の財産の管理及び会計出納の最終責任は会長が負うものとする。

第一項 会計は前項の財産の管理及び会計の出納を専務理事に行なわせることが出来る。

第17条 本会の会計、財産管理及び財務書類管理に関する事務は会長の旨を受けて専務理事がこれを統括し処理するものとする。

第18条 会長の権限に属する次の事項について専務理事の決裁で、これを執行させることが出来る。

- ① 諸収入の受納
- ② 経費の支出（支出義務の確定しているものに限る）
- ③ 物品の出納
- ④ 物品の貸借

第一項 前項第3号、第4号にかかる日常使用する物品については、事務長にこれを執行させることが出来る。

第19条 冠婚葬祭に支出した経費でその金銭を授受すべき相手方から領収書を徴することが困難な場合は、授受すべき相手方に手交した者の領収書をもってこれに代えることが出来る。

第20条 備品は専務理事が保管の責任を負うものとする。

#### 附 則

この規則は、平成3年5月8日から施行する。

# 社団法人 新発田市歯科医師会監査規則

## 第1章 総 則

第1条 この規則に基づいて行なう監査は社団法人新発田市歯科医師会（以下本会という）の運営管理全般について行ない、その実態を把握し、本会の運営の合理化及び能率増進に資すると共に不正過誤の防止を目的とする。

第2条 この規則において監査とは定款18条に規定する監事の行なう内部監査をいう。

第3条 監査を行なう為に囑託を置くことが出来る。

第4条 監査はこの規則を基準として本会の事業本位の総合的見地から公正不偏な態度をもって行ない、日常業務を著しく阻害停滞させないように務めなければならない。

第5条 監査の範囲は次の事項とする。

定款及び諸規則等の実施状況

総会議事録の調査閲読

業務運営状況

役職員の職責及び責任者への質問

資産、負債経費の実状調査帳簿突合

会計帳簿の記帳、転記、集計の検討

物品購入管理、使用整理及び不用品処分状況

予算、決算額の比較状況

予算、決算その他諸表比

資産の状況

第6条 監査は随時行なうものとする。

第7条 監事は監査を実施する為に帳簿、諸報告書及びその他必要な資料の提出を求め又は関係者に質問し、若しくは出頭を求めることが出来る。

第8条 監事は監査の結果、意見を表示し、及び必要な参考資料を付して会長に報告しなければならない。

第2項 監事の報告書は本会の運営管理の改善を計る為の重要な資料とするものとする。

附 則

社団法人新発田市歯科医師会監査規則施行細則

社団法人新潟県歯科医師会監査規則施行細則を準用する。